

度会町障害者活躍推進計画

機関名	度会町
任命権者	度会町長 中村忠彦
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
度会町における障害者雇用に関する課題	<p>国の行政機関全体の状況と比較し、採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、今後段階的に引き上げられる法定雇用率に対応していくことが必要となる。</p> <p>本町で採用後に障害者となった職員も含むすべての障害のある職員が能力を発揮して活躍することができる職場環境の整備や、採用後の定着に向けた取組をさらに推し進めるとともに、すべての職員が、障害のある職員と共に働くことについて理解することが必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 【評価方法】人事係による聞き取りやアンケート等を基に、定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に人事担当係長を障害者職業生活相談員に選任するとともに、人事担当係長が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関(三重労働局、伊勢公共職業安定所、そのた障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で支援状況を含めて共有する。</p> <p>○職員全員が、年に1回は外部機関の専門家による、障害に関する理解促進・啓発のための講義を受講する。</p>	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<p>○総務課又は所属長への随時相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習の受け入れについて検討する。</p> <p>○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。</p>	

- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- テレワーク勤務や時差勤務・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。
- 中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行う。
- 定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。